

「パートナーシップ構築宣言」

尼崎信用金庫（以下、「当金庫」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

取引先が抱える経営課題を解決するため、地域の協力団体や関連グループ会社と連携し、コンサルティングのノウハウやコーディネート力を発揮して、“企業の強み”を活かした事業展開のサポートに努めてまいります。

知的資産経営やM&A・事業承継支援など、最適なコンテンツを提供し、製品・価格・流通・販売促進の4つの視点から企業価値の最大化を図るとともに、地域内外とのネットワークを活かしたマッチング支援や情報提供により、取引先の新たな価値の創造につながる取組みを実践してまいります。

b. IT実装支援

取引先のデジタル化を支援するため、外部サービス事業者が提供する支援プログラムの活用等により、中小企業の課題である生産性向上を支援してまいります。

c. 専門人材マッチング

労働力人口の減少など、中小企業の慢性的な人員不足は深刻さを増しています。取引先の人材不足や後継者不在等のさまざまな課題に対して、人材紹介会社等の外部機関と連携し、経営人材マッチングなど、ニーズに合ったきめ細やかなサポートを行ってまいります。

d. グリーン化の取組

環境課題への支援を通じて取引先の新たなビジネスの創出に寄与するとともに、環境保全に取組む個人・団体への支援を通じた環境文化の創造により、地域の環境保全に貢献してまいります。

e. 健康経営に関する取組

当金庫の健康経営の実践と、取引先の健康経営をサポートしてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者とサプライヤーを含む下請事業者（以下、「下請事業者」）との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、適正な支払期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は「あましん SDGs 宣言」を公表し、地域社会の発展を常に考えた事業活動の推進を通じて、国連が提唱する開発目標（SDGs）の達成に貢献していきます。

これからも、地域の社会的課題解決と経済成長の両立をはかり、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

2022年6月10日

（2024年7月3日更新）

尼崎信用金庫

企 業 名

理事長 作田 誠司

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。